

掛川市条例第45号

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書) 第14条 (略) (手数料)</p> <p>第19条 第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付又は第8条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付又は第13条第3項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u> 第13条の2 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7号に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けすることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書) 第14条 (略) (手数料)</p> <p>第19条 第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付、<u>第8条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付又は第13条第3項若しくは第13条の2の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。